

令和 6 年度事業報告書

令和 7 年 3 月 3 1 日

一般社団法人 日本歯科専門医機構

令和6年度日本歯科専門医機構 事業報告書 目次

事業報告書

1	令和6年度事業計画	P2
2	役員	P4
3	社員	P5
4	令和6年度活動状況	P6
5	社員総会の開催	P8
6	理事会の開催	P8
7	委員会の設置と委員会の開催	
	常置委員会	
	(1) 専門医申請学会評価認定委員会	P9
	(2) 共通研修評価認定委員会	P11
	(3) 専門医制度整備委員会	P12
	(4) 新規専門医制度小委員会	P13
	(5) 学会専門医小委員会	P13
	(6) 共通研修企画実施委員会	P14
	(7) 専門医制度総務委員会	P14
	(8) IT 広報委員会	P15
	(9) 利益相反管理委員会	P16
	臨時委員会	
	(1) 在り方委員会	P16
	(2) 厚生労働省委託事業委員会	P16
	(3) 役員候補者選考会議	P17
8	専門医制度等に係る認定について	P18
9	矯正歯科専門医ならびに歯科保存専門医について	P18
10	新たな専門領域に関する意見交換会等	
	(1) インプラント歯科専門医（仮称）について	P18
	(2) 総合歯科専門医（仮称）について	P20
11	記者会見の開催	P23
12	歯科専門医制度更新に係る打合せ会の開催	P23
13	広報活動	P23
14	医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会	P24
15	関連学術団体との連携、意見交換等	
	(1) 厚生労働省	P24
	(2) 日本歯科医師会	P24
	(3) 日本歯科医学会	P24
	(4) 日本歯科衛生士会	P24
16	事務所移転	P24

1. 令和6年度事業計画

(1) 社員総会の開催

(2) 理事会の開催

(3) 事業活動

1) 歯科の専門性に関する協議

2) 歯科専門医制度の評価と認定

3) 共通研修の実施と認定

4) 歯科専門医制度に関する広報活動

5) 歯科専門医のデータベース（管理システム）の運営

6) 歯科専門医の周知に関する活動

7) 社員学会との連絡と協力（意見交換会）

8) 関連学術団体との連携

①厚生労働省、日本歯科医師会、日本歯科医学会連合等との連絡と協力

②その他歯科専門医制度に関わる団体との連携

一般社団法人日本歯科専門医機構

基本方針

一般社団法人日本歯科専門医機構は、中立性と公平性を有する組織として国民及び社会に信頼され、歯科医療の基盤となる歯科専門医制度を確立することによって、歯科専門医の質を担保し、さらなる向上を図り、もって良質かつ適切な歯科医療を提供する。

事業内容

- (1) 歯科専門医制度の制度設計及びその整備に関する事業を行う。
- (2) 歯科専門医の育成に関する事業を行う。
- (3) 歯科専門医の基準認定に関する事業を行う。
- (4) 歯科専門医の管理・監督に関する事業を行う。
- (5) 歯科専門医制度の評価に関する事業を行う。
- (6) その他目的を達成するために必要な事業および活動を行う。

2. 役員

一般社団法人日本歯科専門医機構 役員名簿（任期：令和6年定時社員総会から）

役 職	氏 名	所 属
理事長	今井 裕	獨協医科大学名誉教授
副理事長	藤田 一雄	日本歯科医師会副会長
副理事長	鳥山 佳則	東京歯科大学短期大学学長
業務執行理事 (専務理事)	砂田 勝久	日本歯科大学生命歯学部教授
業務執行理事 (総務担当)	村上 伸也	大阪大学名誉教授
業務執行理事 (会計担当)	秋山 仁志	日本歯科大学生命歯学部教授
業務執行理事 (総務担当)	宮脇 卓也	岡山大学教授
理事	松村 英雄	日本歯科医学会連合副理事長
理事	古郷 幹彦	なにわ歯科衛生専門学校校長
理事	木本 茂成	神奈川歯科大学教授
理事	金田 隆	日本大学松戸歯学部教授
理事	沼部 幸博	日本歯科大学生命歯学部教授
理事	窪木 拓男	岡山大学教授
理事	豊田 郁子	患者・家族と医療をつなぐ NPO 法人架け橋理事長
理事	宮脇 正和	医療過誤原告の会会長
監事	横山 敏秀	永松・横山法律事務所
監事	永井 裕之	医療の良心を守る市民の会代表

(令和6年6月20日現在)

顧問弁護士	丸山 高人	永松・横山法律事務所
-------	-------	------------

3. 社員

定款 5 条, 6 条, 入退社に関する規程に基づき昨年に引続き社員の募集を行った。

なお、今年度入社はなく、社員数は現状維持の 29 団体である。

一般社団法人日本歯科専門医機構 社員名簿

No.	団体名	入社日
1	公益社団法人 日本歯科医師会	平成 30 年 4 月 2 日
2	一般社団法人 日本歯科医学会連合	平成 30 年 4 月 2 日
3	一般社団法人 日本歯科麻酔学会	平成 30 年 4 月 2 日
4	一般社団法人 日本顎関節学会	平成 30 年 9 月 12 日
5	一般社団法人 日本レーザー歯学会	平成 30 年 9 月 12 日
6	一般社団法人 日本歯内療法学会	平成 30 年 9 月 12 日
7	公益社団法人 日本障害者歯科学会	平成 30 年 9 月 20 日
8	公益社団法人 日本口腔インプラント学会	平成 30 年 9 月 26 日
9	一般社団法人 日本有病者歯科医療学会	平成 30 年 9 月 27 日
10	公益社団法人 日本口腔外科学会	平成 30 年 9 月 28 日
11	公益社団法人 日本補綴歯科学会	平成 30 年 9 月 28 日
12	特定非営利活動法人 日本歯科放射線学会	平成 30 年 10 月 3 日
13	公益社団法人 日本顎顔面インプラント学会	平成 30 年 11 月 1 日
14	一般社団法人 日本歯科医療管理学会	平成 30 年 11 月 1 日
15	公益社団法人 日本小児歯科学会	平成 30 年 11 月 8 日
16	一般社団法人 日本口腔腫瘍学会	平成 30 年 11 月 15 日
17	一般社団法人 日本歯科医学教育学会	平成 30 年 11 月 30 日
18	特定非営利活動法人 日本歯科保存学会	平成 30 年 11 月 30 日
19	一般社団法人 日本口腔診断学会	平成 30 年 12 月 10 日
20	特定非営利活動法人 日本歯周病学会	平成 30 年 12 月 13 日
21	一般社団法人 日本歯科審美学会	平成 30 年 12 月 13 日
22	特定非営利活動法人 日本顎咬合学会	平成 30 年 12 月 18 日
23	一般社団法人 日本老年歯科医学会	平成 31 年 1 月 17 日
24	一般社団法人 日本接着歯学会	平成 31 年 1 月 21 日
25	特定非営利活動法人 日本臨床歯周病学会	平成 31 年 3 月 28 日
26	一般社団法人 日本口腔衛生学会	平成 31 年 3 月 28 日
27	一般社団法人 日本歯科薬物療法学会	平成 31 年 4 月 19 日
28	公益社団法人 日本矯正歯科学会	令和元年 7 月 24 日
29	一般社団法人 日本口腔内科学会	令和 4 年 10 月 3 日

4. 令和6年度活動状況

- 4月10日 ・ 令和6年度第1回理事会（メール会議）
- 4月11日 ・ 第15回インプラント歯科専門医（仮称）ワーキンググループ
- 4月19日 ・ （一社）日本歯科専門医機構事務所移転
- 4月25日 ・ 令和6年度第1回実務者会議
- 4月26日 ・ 令和5年度期末監査
- 5月7日 ・ 第4回役員候補者選考会議（メール会議）
- 5月8日 ・ 令和6年度第1回補綴歯科専門医制度・認定委員会陪席
- 5月14日 ・ 令和6年度第1回専門医制度総務委員会
- 5月21日 ・ 令和6年度第1回専門医申請学会評価認定委員会
- 5月22日 ・ 令和6年度第2回専門医制度総務委員会（メール会議）
- 5月23日 ・ 令和6年度第2回実務者会議
・ 令和6年度第2回理事会
- 5月29日 ・ 第16回インプラント歯科専門医（仮称）ワーキンググループ
- 5月30日 ・ 総合歯科専門医（仮称）第22回打合せ会
- 5月31日 ・ 厚生労働省医政局歯科保健課来所
- 6月7日 ・ 令和6年度第3回実務者会議
- 6月12日 ・ 令和6年度第2回専門医申請学会評価認定委員会
- 6月20日 ・ 令和6年度第4回実務者会議
・ 令和6年度第3回理事会
・ 令和6年度定時社員総会
・ 令和6年度第4回理事会
- 6月24日 ・ 令和6年度第1回学会専門医小委員会（メール会議）
- 7月4日 ・ 厚生労働省医薬局総務課来所
- 7月12日 ・ 令和6年度第5回理事会
- 7月16日 ・ 厚生労働省医政局歯科保健課長来所
- 7月26日 ・ 歯科専門医制度の更新に係る打合せ会（日本歯科麻酔学会）
・ 令和6年度第5回実務者会議
- 7月29日 ・ 令和6年度第3回専門医制度総務委員会
・ 令和6年度第1回共通研修評価認定委員会
- 8月1日 ・ 厚生労働省医政局総務課・歯科保健課訪問
・ 歯科専門医制度の更新に係る打合せ会
（日本歯周病学会、日本小児歯科学会、日本口腔外科学会）
- 8月7日 ・ 令和6年度第2回学会専門医小委員会
- 8月8日 ・ 令和6年度第3回専門医申請学会評価認定委員会
・ 令和6年度第1回記者会見
- 8月22日 ・ 第4回医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会参考人出席
- 8月29日 ・ 歯学系学会社会保険委員会連合（歯保連）2024年度総会 講演

- 8 月 30 日 ・ 令和 6 年度第 6 回実務者会議
- 9 月 5 日 ・ 第 17 回インプラント歯科専門医（仮称）ワーキンググループ（延期）
- 9 月 12 日 ・ 令和 6 年度第 7 回実務者会議
- ・ 令和 6 年度第 6 回理事会
- 9 月 13 日 ・ 総合歯科専門医(仮称)第 23 回打合せ会
- 9 月 19 日 ・ 令和 6 年度第 1 回共通研修企画実施委員会
- 9 月 24 日 ・ 令和 6 年度第 3 回学会専門医小委員会（メール会議）
- 10 月 10 日 ・ 総合歯科専門医(仮称)第 24 回打合せ会
- 10 月 17 日 ・ 令和 6 年度第 1 回専門医制度整備委員会
- ・ 厚生労働省医政局歯科保健課来所
- 10 月 20 日 ・ （公社）日本歯科先端技術研究所就任報告会挨拶
- 10 月 23 日 ・ 令和 6 年度第 8 回実務者会議
- 10 月 31 日 ・ 令和 6 年度期中監査
- ・ （公社）日本矯正歯科学会学術大会 講演
- ・ （一社）日本歯科専門医機構事務局錦織秀昭退職
- 11 月 6 日 ・ 令和 6 年度第 1 回 IT 広報委員会
- 11 月 20 日 ・ 令和 6 年度第 9 回実務者会議
- 11 月 21 日 ・ 日本歯科医師会訪問
- ・ インプラント歯科専門医（仮称）ワーキンググループ再開に向けた打合せ会
- 11 月 23 日 ・ （公社）日本口腔外科学会学術大会
- 11 月 28 日 ・ 総合歯科専門医(仮称)第 25 回打合せ会
- 12 月 1 日 ・ 医療過誤原告の会定期総会記念・講演シンポジウム 講演
- 12 月 4 日 ・ 令和 6 年度専門医申請学会評価認定委員会第 1 回委員長・副委員長会議
- 12 月 12 日 ・ 令和 6 年度第 10 回実務者会議
- ・ 令和 6 年度第 7 回理事会
- 12 月 20 日 ・ 令和 6 年度第 4 回専門医申請学会評価認定委員会
- 12 月 25 日 ・ 日本歯科医学会会長訪問

(令和 7 年)

- 1 月 10 日 ・ 日本歯科衛生士会来所
- 1 月 15 日 ・ 日本歯科専門医機構会計事務打合せ会
- 1 月 23 日 ・ 第 17 回インプラント歯科専門医（仮称）ワーキンググループ
- ・ 令和 6 年度第 11 回実務者会議
- 1 月 29 日 ・ 令和 6 年度第 5 回専門医申請学会評価認定委員会
- 1 月 30 日 ・ 令和 6 年度第 6 回専門医申請学会評価認定委員会
- 1 月 31 日 ・ 令和 6 年度第 7 回専門医申請学会評価認定委員会
- ・ 総合歯科専門医(仮称)第 26 回打合せ会
- 2 月 4 日 ・ 令和 6 年度第 8 回専門医申請学会評価認定委員会
- 2 月 6 日 ・ 令和 6 年度第 9 回専門医申請学会評価認定委員会
- 2 月 7 日 ・ 令和 6 年度第 10 回専門医申請学会評価認定委員会

- 2 月 14 日 ・ 厚生労働省医政局歯科保健課来所
- 2 月 19 日 ・ 令和 6 年度第 11 回専門医申請学会評価認定委員会
- 2 月 20 日 ・ 令和 6 年度第 12 回専門医申請学会評価認定委員会
・ 令和 6 年度第 12 回実務者会議
- 2 月 21 日 ・ 令和 6 年度第 13 回専門医申請学会評価認定委員会
- 2 月 27 日 ・ 第 18 回インプラント歯科専門医（仮称）ワーキンググループ
- 3 月 6 日 ・ 令和 6 年度専門医申請学会評価認定委員会第 2 回委員長・副委員長会議
- 3 月 7 日 ・ 令和 6 年度第 13 回実務者会議
・ 令和 6 年度第 8 回理事会
・ 令和 6 年度臨時社員総会
- 3 月 12 日 ・ 令和 6 年度第 1 回利益相反管理委員会
- 3 月 13 日 ・ 第 1 回歯周病専門医制度打合せ会
・ 令和 6 年度第 1 回厚生労働省委託事業委員会
- 3 月 21 日 ・ 令和 6 年度第 2 回厚生労働省委託事業委員会

5. 社員総会の開催

定時社員総会（令和 6 年 6 月 20 日）

- ・ 令和 5 年度事業報告
- ・ 令和 5 年度収支決算
- ・ 令和 5 年度事業及び収支決算の監査
- ・ 理事 15 名の選任
- ・ 監事 2 名の選任
- ・ 役員の報酬等に関する規程の見直し

臨時社員総会（令和 7 年 3 月 7 日）

- ・ 令和 7 年度事業計画
- ・ 令和 7 年度予算

6. 理事会の開催

第 1 回理事会メール会議（令和 6 年 4 月 10 日）

- ・ （一社）日本歯科専門医機構事務所の移転

第 2 回理事会（令和 6 年 5 月 23 日）

- ・ 令和 5 年度事業報告
- ・ 令和 5 年度決算
- ・ 令和 5 年度特別予算決算
- ・ 令和 5 年度事業および収支決算の監査
- ・ 令和 6 年度特別予算
- ・ 役員候補者の推薦
- ・ 役員の報酬等に関する規程の見直し
- ・ 委員等の報酬・旅費に関する規程の見直し

- ・役員候補者選考会議委員に対する謝礼

第3回理事会（令和6年6月20日）

- ・運用審査

第4回理事会（令和6年6月20日）

- ・仮議長の選出
- ・理事長の選定
- ・副理事長、業務執行理事の選定
- ・各委員会の委員長、委員の選任

第5回理事会（令和6年7月12日）

- ・副理事長、業務執行理事の選定
- ・専門医申請学会評価認定委員会規程の改正
- ・各委員会の委員長、委員の選任
- ・顧問の設置と規程の設定
- ・相談役の設置と規程の設定

第6回理事会（令和6年9月12日）

- ・顧問の選任
- ・相談役の選任

第7回理事会（令和6年12月12日）

- ・専門医の認定・更新に係る補足説明
- ・歯科専門医「共通研修」要項の見直し
- ・令和6年度臨時社員総会の招集

第8回理事会（令和7年3月7日）

- ・令和6年度制度審査・運用審査
- ・令和7年度事業計画
- ・令和7年度予算
- ・厚生労働省委託事業に関する臨時委員会の設立
- ・臨時委員会の委員選任に関する執行部一任について

7. 委員会の設置と委員会の開催

常置委員会

(1) 専門医申請学会評価認定委員会

①業務

- ・申請学会が定める専門医制度の基本的要件と妥当性の審査及び認定
- ・申請学会認定専門医の認定手続きと認定結果等の審査及び認定
- ・申請学会認定研修施設の認定手続きと認定結果等の審査及び認定
- ・登録学会認定専門医及び研修施設の資格更新手続きと認定結果等の審査及び認定
- ・その他専門医・研修施設等の認定・更新に係る業務に必要な事項

②名簿

担当理事 鳥山佳則（東京歯科大学短期大学学長）

委員長 宮崎 隆（昭和大学副学長）
副委員長 安井利一（明海大学名誉教授）
副委員長 齋藤 功（新潟大学名誉教授）
副委員長 北村知昭（九州歯科大学教授）
委員 青木孝文（東北大学大学院教授）
委員 佐藤真奈美（日本歯科医師会理事）
委員 河野章江（日本歯科衛生士会副会長）
委員 五十嵐昭子（NPO 法人支えあう会「α」理事長）
委員 齋藤正寛（東北大学大学院教授）
委員 小見山道（日本大学松戸歯学部教授）
委員 原田浩之（東京科学大学教授）
委員 新谷誠康（東京歯科大学教授）
委員 吉成伸夫（松本歯科大学教授）
委員 細川隆司（九州歯科大学教授）
委員 嶋田 淳（明海大学歯学部附属明海大学病院教授）
委員 里村一人（鶴見大学教授）
委員 音琴淳一（松本歯科大学教授）
委員 松香芳三（徳島大学大学院教授）
委員 太田嘉英（東海大学教授）
委員 水口俊介（東京医科歯科大学名誉教授）
委員 石垣佳希（日本歯科大学附属病院教授）
委員 小笠原正（よこすな歯科クリニック院長）
委員 大槻昌幸（東京医科歯科大学）

③開催日

（委員長・副委員長会議）

第1回 令和6年12月4日

第2回 令和7年3月6日

（委員会）

第1回 令和6年5月21日

第2回 令和6年6月12日

第3回 令和6年8月8日

第4回 令和6年12月20日

第5回 令和7年1月29日

第6回 令和7年1月30日

第7回 令和7年1月31日

第8回 令和7年2月4日

第9回 令和7年2月6日

第10回 令和7年2月7日

第11回 令和7年2月19日

第12回 令和7年2月20日

第13回 令和7年2月21日

④協議内容

矯正歯科専門医制度（仮称）ならびに歯科保存専門医制度（仮称）については、令和5年度に制度審査が妥当との合意が得られたことから、運用審査に向けた準備を進めていたところであり、5月21日に矯正歯科専門医制度（仮称）、6月12日に歯科保存専門医制度（仮称）の運用審査を実施し、歯科保存専門医制度（仮称）については申請書類に不備があったが直ちに修正のうえ再提出することを条件とし認定することとなった。

本年度は既存の5専門領域（口腔外科専門医、歯周病専門医、歯科麻酔専門医、小児歯科専門医、歯科放射線専門医）の制度更新審査と8専門領域の運用審査を実施した。なお、本年度は役員ならびに委員会委員の改選時期であったことから、委員会活動開始時期の関係上、運用審査はこれまでの第1期・第2期の2回から1回の申請とし、制度更新審査ならびに8専門領域の運用審査に対応するため当該委員会委員について大幅な増員を図り、3グループに分けて審査・認定等業務を実施した。

制度審査においては、1月29日に口腔外科専門医、歯科麻酔専門医、1月30日に歯周病専門医、歯科放射線専門医、1月31日に小児歯科専門医の制度について審査を行い、いずれも申請資料の修正・追加や制度の改善を求めた。これを受けて修正等がなされた申請書類の提出を以て2月19日に小児歯科専門医、2月20日に口腔外科専門医、歯科麻酔専門医、2月21日に歯周病専門医、歯科放射線専門医の2回目の制度審査を実施した。いずれも指摘事項について回答可能な項目については、時期を明示して定期的な報告を機構に行い、対応が困難な項目は最長1年を目途として追加資料等を提出し、当該委員会の承認を得ることを要件とし更新認定は可とした。

運用審査においては、2月4日に口腔外科専門医、歯科麻酔専門医、歯科放射線専門医、2月6日に補綴歯科専門医、歯周病専門医、2月7日に矯正歯科専門医、小児歯科専門医、歯科保存専門医について審査を実施した。いずれも指摘事項に対して十分な回答が得られたが、引き続き、申請学会が適切に対処し、速やかに回答書を提出することを要件とし運用審査は可とした。

(2) 共通研修評価認定委員会

①業務

- ・ 共通研修申請の審査及び認定
- ・ 共通研修申請の書類等の策定及び検討
- ・ その他共通研修申請の審査及び認定に係る業務に必要な事項

②名簿

担当理事 沼部幸博（日本歯科大学生命歯学部教授）

委員長 丸山高人（永松・横山法律事務所）

副委員長 黒岩昭弘（松本歯科大学教授）

委員 佐藤真奈美（日本歯科医師会理事）

委員 二瓶智太郎（神奈川歯科大学教授）

委員 山本一世（大阪歯科大学教授）

委 員 野村武史（東京歯科大学教授）

委 員 野本たかと（日本大学松戸歯学部教授）

③開催日

第1回 令和6年7月29日

メール会議

令和6年4月1日、令和6年4月3日、令和6年4月5日、令和6年5月7日

令和6年5月15日、令和6年6月11日、令和6年6月25日、令和6年7月2日

令和6年7月10日、令和6年8月6日、令和6年8月27日、令和6年10月28日

令和6年12月18日、令和7年1月21日、令和7年2月10日、令和7年2月18日

令和7年3月4日、令和7年3月12日

④協議内容

本年度は、47件の共通研修への認定申請があり、審査の結果、全件が認定された。

（参考資料1参照）

(3) 専門医制度整備委員会

①業務

- ・専門医制度の基本的基準(専門医制度認定の要件、研修プログラム／カリキュラムの要件、専門医の資格認定の要件、研修施設の資格認定の要件、認定取消の要件等)の策定及び検討
- ・専門医制度に関する諸問題の検討
- ・歯科医師の生涯研修の将来構想の策定
- ・新規専門医制度の検討
- ・共通研修基準の策定

②名簿

担当理事 木本茂成（神奈川歯科大学教授）

担当理事 窪木拓男（岡山大学教授）

担当理事 宮脇正和（医療過誤原告の会会長）

委 員 長 藤井一維（日本歯科大学学長）

副委員長 依田哲也（東京科学大学大学院教授）

委 員 勝村久司（日本労働組合総連合会「患者本位の医療を確立する連絡会」委員）

委 員 尾崎哲則（日本大学客員教授）

委 員 小林 恒（弘前大学大学院教授）

委 員 松浦信幸（東京歯科大学教授）

委 員 林美加子（大阪大学大学院教授）

上記委員会メンバーとして小委員会（新規専門医制度小委員会、学会専門医小委員会）の委員長・副委員長が加わる。

③開催日

第1回 令和6年10月17日

④協議内容

理事長からの諮問に基づき、学会専門医小委員会で協議を行った、歯科専門医制度基本

整備指針における「歯科専門医の認定・更新」に関する補足説明について承認した。

また、社員学会を対象に当該補足説明に対するアンケートは一部修正のうえ、実施することとした。

(4) 新規専門医制度小委員会

①業務

専門医制度に関する諸問題の検討、歯科医師の生涯研修の将来構想の策定、新規専門医制度の検討及び本委員会の諮問した事項の検討を行う。

②名簿

担当理事 木本茂成（神奈川歯科大学教授）
委員長 一戸達也（東京歯科大学学長）
副委員長 伊藤孝訓（北原学院歯科衛生専門学校校長）
委員 末瀬一彦（日本歯科医師会常務理事）
委員 岡田昌子（日本歯科衛生士会）
委員 山口秀紀（日本大学松戸歯学部教授）
委員 岩渕博史（国際医療福祉大学病院教授）
委員 北村知昭（九州歯科大学教授）
委員 森山啓司（東京科学大学大学院教授）

③開催日

令和6年度開催なし

(5) 学会専門医小委員会

①業務

既存の専門医制度の移行に関する基本的基準の検討及び本委員会の諮問した事項の検討を行う。

②名簿

担当理事 木本茂成（神奈川歯科大学教授）
委員長 藤井一維（日本歯科大学学長）
副委員長 馬場一美（昭和大学歯学部教授）
委員 大多和由美（東京歯科大学客員教授）
委員 齋藤 功（新潟大学名誉教授）
委員 水上美樹（日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック）
委員 依田哲也（東京科学大学大学院教授）
委員 岩本 勉（東京科学大学教授）
委員 栗田 浩（信州大学教授）

③開催日

第1回 令和6年6月24日（メール会議）

第2回 令和6年8月7日

第3回 令和6年9月24日（メール会議）

④協議内容

理事長からの諮問に基づき、「歯科専門医機構が認定する専門医の制度設計の基本方針」

ならびに「歯科専門医制度基本整備指針」の見直しについて検討、協議を行い、整備指針における「歯科専門医の認定・更新」に関する補足説明（案）を作成した。また、社員学会に対し当該補足説明に関するアンケート内容についても協議のうえ整理を行った。

(6) 共通研修企画実施委員会

①業務

- ・当法人が主催する共通研修会の実施
- ・上記研修会の手続書類等の策定及び検討
- ・その他当法人が主催する共通研修会の実施に係る業務に必要な事項

②名簿

担当理事 金田 隆（日本大学松戸歯学部教授）
担当理事 宮脇正和（医療過誤原告の会会長）
委員長 尾崎哲則（日本大学客員教授）
副委員長 原田浩之（東京科学大学教授）
委員 山田雅敏（日本歯科医師会学術委員会委員長）
委員 五十嵐勝（日本歯科大学名誉教授）
委員 江草 宏（東北大学大学院教授）
委員 鶴澤一弘（千葉大学大学院教授）
委員 岩本 勉（東京科学大学教授）

③開催日

第1回 令和6年9月19日

④協議内容（参考資料2参照）

- 1) 本年度の機構主催共通研修として5講演を企画、Web講演として実施し、最終的に2,724名が受講した。
- 2) 前年度までの共通研修未履修者に対し特例的に8月から10月に亘り追加の機構主催共通研修を実施した。
 - ・2020年から2022年度分を対象に口腔外科専門医、小児歯科専門医、歯周病専門医、歯科麻酔専門医ならびに歯科放射線専門医に関する482名が受講した。
 - ・2022年度分を対象に補綴歯科専門医、歯科保存専門医ならびに矯正歯科専門医に関する690名が受講した。
 - ・2023年度分を対象に口腔外科専門医、小児歯科専門医、歯周病専門医、歯科麻酔専門医、歯科放射線専門医、補綴歯科専門医、歯科保存専門医、矯正歯科専門医、日本口腔インプラント学会ならびに日本顎顔面インプラント学会に関する1,116名が受講した。

(7) 専門医制度総務委員会

①業務

- ・当法人の運営及び内部管理に係る諸規程の整備に関する事項
- ・当法人の会計及び事務局の管理運営に関する事項
- ・他の委員会に対する支援及び補佐に関する事項

- ・審査料等の徴収手続きの整備とその他収支に関する事項
- ・その他理事長の諮問した事項

②名簿

担当理事 古郷幹彦（なにわ歯科衛生専門学校校長）
 担当理事 豊田郁子（患者・家族と医療をつなぐ NPO 法人架け橋理事長）
 委員長 丸山高人（永松・横山法律事務所）
 委員 深井穂博（深井歯科医院院長）
 委員 新谷誠康（東京歯科大学教授）
 委員 石川奈保美（日本歯科衛生士会常務理事）
 委員 中村誠司（長崎国際大学学長）
 委員 村上秀明（大阪大学大学院教授）
 委員 齋藤正寛（東北大学大学院教授）

③開催日

第1回 令和6年5月14日
 第2回 令和6年5月22日（メール会議）
 第3回 令和6年7月29日

④協議内容

理事長からの諮問に基づき、「役員の報酬等に関する規程」ならびに「委員等の報酬・旅費に関する規程」の見直しについて協議を実施した。また、研修施設に対する審査・認定料の設定について協議を行い、審査に係るコスト等もあり、審査・認定料の設定については適切との結果となったが、引き続き、詳細な協議を実施することとなった。

(8) IT広報委員会

①業務

- ・当法人認定専門医及び研修施設等に関する情報の管理及び運用
- ・専門医制度に関わる情報収集及び蓄積とデータベースの構築
- ・広報活動に関する業務（ホームページの開設管理を含む）
- ・国民及び医療関係者への情報提供及び啓発活動
- ・その他理事長の諮問した事項

②名簿

担当理事 宮脇卓也（岡山大学教授）
 担当理事 豊田郁子（患者・家族と医療をつなぐ NPO 法人架け橋理事長）
 委員長 飯田征二（岡山大学教授）
 委員 大多和由美（東京歯科大学客員教授）
 委員 丸山高人（永松・横山法律事務所）
 委員 若尾 樹（若尾歯科医院副院長）
 委員 山本龍生（神奈川歯科大学教授）
 委員 田中 彰（日本歯科大学新潟生命歯学部教授）
 委員 大江丙午（ひょうご歯科院長）

③開催

第1回 令和6年11月6日

④協議内容

機構ホームページの改修ならびにホームページに掲載する学会紹介案内文について検討、協議を実施した。

機構ホームページについては、改修版ホームページ（案）を操作のうえでご意見や修正点を報告いただくこととした。また、学会紹介案内文については、更なる歯科の専門性についての周知を図るため、より詳細な案内文を各学会に依頼することとなった。

(9) 利益相反管理委員会

①業務

- ・役員等の利益相反を適正に管理するための方策の立案
- ・COI 申告書に基づく審査に関する事項
- ・前号の利益相反を構成する事実関係の確認に関する事項
- ・前2号の審査結果に係る是正措置等の助言等に関する事項
- ・利益相反に関わる情報の公開に関すること
- ・その他利益相反の管理に関して理事長が諮問した事項

②名簿

委員長 丸山高人（永松・横山法律事務所）
副委員長 伊藤孝訓（北原学院歯科衛生専門学校校長）
委員 砂田勝久（日本歯科大学生命歯学部教授）

③開催

第1回 令和7年3月12日

④協議内容

役員ならびに委員会委員から提出いただいた COI 申告書に基づく審査を実施した。

臨時委員会

(1) 在り方委員会

①業務

当機構経営全般について検討する。

②名簿

委員長 藤井一維（日本歯科大学学長）
副委員長 木本茂成（神奈川歯科大学教授）
委員 古郷幹彦（なにわ衛生専門学校校長）
委員 砂田勝久（日本歯科大学生命歯学部教授）
委員 村上伸也（大阪大学名誉教授）
委員 丸山高人（永松・横山法律事務所）
委員 金田 隆（日本大学松戸歯学部教授）

③開催日

令和6年度開催なし

(2) 厚生労働省委託事業委員会

①業務

厚生労働省委託事業を受託し、事業の目的に沿った協議検証を行い、報告書を提出する。

②名簿

- 委員長 砂田勝久（日本歯科大学教授）
- 委員 今井 裕（獨協医科大学名誉教授）
- 委員 宮脇卓也（日本歯科麻酔学会理事長・岡山大学教授）
- 委員 秋山仁志（日本補綴歯科学会代議員・日本歯科大学教授）
- 委員 村上伸也（元日本歯周病学会理事長・大阪大学名誉教授・関西女子短期大学教授）
- 委員 齋藤 功（日本矯正歯科学会監事・新潟大学名誉教授）
- 委員 北村知昭（日本歯科保存学会認定委員会委員長・九州歯科大学教授）
- 委員 三浦雅彦（日本歯科放射線学会認定委員会委員長・東京科学大学教授）
- 委員 岩本 勉（日本小児歯科学会専門医委員会委員長・東京科学大学教授）
- 委員 丸山高人（日本歯科専門医機構顧問弁護士・永松・横山法律事務所）
- 委員 原田浩之（日本口腔外科学会理事長・東京科学大学教授）
- 委員 栗田 浩（全国病院歯科医協会理事長・信州大学教授）
- 委員 宮脇正和（医療過誤原告の会会長）

③開催日

第1回 令和7年3月13日

第2回 令和7年3月21日

④協議内容

令和6年度末までに認定された広告可能な歯科専門医は、歯科麻酔、口腔外科、歯周病、歯科放射線、小児歯科、補綴歯科、歯科保存および矯正歯科の8領域であり、今後予想される歯科専門医の需要増大や、それに伴う対応方法について検討を続けていく必要があり、現在、協議が続いているインプラント歯科（仮称）、総合歯科（仮称）を含む今後の歯科専門医制度の在り方について、

- ・専門医取得・更新のため、病院歯科等の有効活用について
- ・専門医制度の国民に対する分かりやすい情報提供方法について
- ・今後の専門医の在り方を検討するための課題等について

という3つの観点からすでに認定されている専門領域の代表者の間で協議を行い、報告書を作成した。

(3) 役員候補者選考会議

①業務

役員選任規則第3条に定められた委員によって構成され役員候補者の選任を行う。

②名簿

- 議長 丸山高人（永松・横山法律事務所弁護士）
- 委員 瀬古口精良（日本歯科医師会専務理事）
- 委員 柳井智恵（日本歯科医学会連合専務理事）
- 委員 唐澤 剛（社会福祉法人サン・ビジョン理事長）
- 委員 五十嵐昭子（NPO 法人支えあう会「α」理事長）

③開催日

第4回 令和6年5月7日（メール会議）

④協議内容

次期役員候補者を選考し、当該候補者を推薦した。

8. 専門医制度等に係る認定について

(1) 制度更新審査

令和7年3月7日開催の第8回理事会において、「歯科麻酔専門医制度」、「歯周病専門医制度」、「小児歯科専門医制度」、「歯科放射線専門医制度」ならびに「口腔外科専門医制度」の制度更新について承認された。

(2) 運用審査

令和7年3月7日開催の第8回理事会において、「歯科麻酔専門医制度」、「歯周病専門医制度」、「小児歯科専門医制度」、「歯科放射線専門医制度」、「口腔外科専門医制度」、「補綴歯科専門医制度」、「矯正歯科専門医制度」ならびに「歯科保存専門医制度」の運用について承認された。

9. 「矯正歯科専門医」ならびに「歯科保存専門医」について

令和6年6月20日の第3回理事会において「矯正歯科専門医」ならびに「歯科保存専門医」が認定されたことにより、厚生労働省において令和6年9月13日付けで医療広告ガイドラインの一部が改正され、「矯正歯科」、「歯科保存」が広告可能となった。

10. 新たな専門領域に関する意見交換会等

ワーキンググループ、打合せ会（参考資料3、4、5）

(1) インプラント歯科専門医（仮称）について

当初3学会で協議していたが、関連2学会（日本口腔インプラント学会、日本顎顔面インプラント学会）で研修条件等を策定することとなった。

① 連携学会 日本口腔インプラント学会・日本顎顔面インプラント学会

② ワーキンググループ

第15回WG 令和6年4月11日

開催場所 日本歯科専門医機構（対面方式）

参加団体 日本口腔インプラント学会、日本顎顔面インプラント学会

協議内容

両学会合同で整理した申請に必要なレベル別の症例ならびに単位数について協議を実施した。レベル別の症例に対し必ず履修しなくてはならない症例といずれかは経験しないといけない症例、或いは見学、若しくはビデオの視聴等で代替できる症例を整理したうえで明確にすべきではないかとの意見が出された。また、トラブル症例については、必須症例等とは別に管理していくべきではないかとの意見があった。なお、「トラブル」という表現について誤解を招くのではないかとの意見が出され、「不具合」との表現に変更しては如何かとされた。

次に、インプラント歯科専門医制度に関する規則ならびに細則（案）が提示され、両学会で作る合同委員会の在り方について協議が行われ、合同委員会と各委員会との関連性について整理を行った。

また、研修機関に常勤（週 3 日以上）として従事することが細則に明記された。

専門医の試験については、対面、WEB（ビデオ）等の試験の方法について協議が行われた。

第 16 回 WG 令和 6 年 5 月 29 日

開催場所 日本歯科専門医機構（対面方式）

参加団体 日本口腔インプラント学会、日本顎顔面インプラント学会

協議内容

両学会合同で整理した申請に必要なレベル別の症例ならびに単位数について協議を実施した。症例によるレベルの変更、単位数の変更等について協議を実施した。また、「トラブル」という表現については、「不具合」との表現に変更した。

新たに「長期管理症例」とした区分を設定しレベル別の症例ならびに単位数を整理した。

これを受けて、申請に必要なレベル別の症例や単位数の協議については、一旦、終了とし運用していく中で、見直しを図っていくこととした。

次に、インプラント歯科専門医制度に関する規則ならびに細則（案）の修正案が提示され、合同委員会、両学会の理事会ならびに機構の関連性について整理を行った。

なお、各条文において最終的な認定を機構が行うにもかかわらず、各学会が認定する文章になっていないか確認のうえ修正することとなった。

また、細則に明記された研修機関に常勤（週 3 日以上）については、理事会等の議を経て一定の基準として示した決定事項であり、他の専門医制度もこれに沿って進めており、インプラント歯科専門医（仮称）も同様の取扱いであることが改めて共有された。

■インプラント歯科専門医（仮称）ワーキンググループ再開に係る打合せ会

令和 6 年 11 月 21 日

開催場所 日本歯科専門医機構（ハイブリッド形式）

参加団体 日本口腔インプラント学会、日本顎顔面インプラント学会

協議内容

研修日程（週 3 日以上）の研修）に関する異議が再度出され、機構の基本的な考え方には変更がない旨を伝えたが、日本口腔インプラント学会内での了解が得られない旨の連絡があり、9 月 5 日に予定していたワーキンググループは延期とした。これを受けて、日本顎顔面インプラント学会によるメディアを介した情報の提供について並びに日本口腔インプラント学会による協議内容に対する度重なる異議申し立てについて遺憾の意を表明し、両学会理事長同席のもと、今後の協議再開に向けた対応について協議した。

協議の結果、両学会は真摯に反省の上相互信頼を取り戻し、機構の定めた方針に則りオートノミーの原則に基づき、新たなインプラント歯科専門医制度構築のため協議を再開することで合意した。なお、この取り決めについて不履行がみられた場合、その時点で協議は打ち切りとし、以後の取扱い機構理事会での決定に従うものとするものとした。また、当該内容について協議書を作成し、記名捺印のうえ、各々 1 通を保有するものとした。

第 17 回 WG 令和 7 年 1 月 23 日

開催場所 日本歯科専門医機構（ハイブリッド形式）

参加団体 日本口腔インプラント学会、日本顎顔面インプラント学会

協議内容

インプラント歯科専門医制度の規則・細則について検討協議を実施した。

認定研修施設と准研修施設の名称について議論がされ「認定」の表現については見直しされることとなった。また、合同委員会の位置付けと権限が明確ではなく、各委員会や両学会の理事会との関係性について整理することとなった。共通研修に関する規則においては、受講する側だけでなく、講師についても単位付与する文言を追記することとなった。

研修施設の選定にあたっては、一部の施設においては認定基準を満たしていないところもあり、症例数については、施設からの自己申告だけではなく、カルテ番号の提出を求めるなど、客観的な確認が必要であることが提案された。これを受けて両学会が改めて同一の内容にて研修施設への調査を行うこととした。

第 18 回 WG 令和 7 年 2 月 27 日

開催場所 日本歯科専門医機構（ハイブリッド形式）

参加団体 日本口腔インプラント学会、日本顎顔面インプラント学会

協議内容

インプラント歯科専門医制度の規則・細則について協議した。

規則、細則共に、「広告可能なインプラント歯科専門医制度規則」から「日本歯科専門医機構認定インプラント歯科専門医制度規則」に変更することとなった。また、指導医の認定については、各学会個別ではなく、合同委員会で統一された基準のもとで行うことが確認された。なお、指導医の条件については両学会で基準の擦り合わせが必要との意見が出された。これを受けて、本ワーキンググループに提出された内容については、両学会での事前協議、擦り合わせを行ったうえで協議を行うことで合意された。また、研修の評価等は各領域の学会等が運営する合同委員会が一次審査として行い、機構が二次審査と認定を行うことが共有された。専門医の認定にあたり、研修単位として認める関連学会数が多すぎるとの指摘があり、真に関連する学会の整理が求められた。

研修施設の選定については、日本口腔インプラント学会より研修施設に対するアンケート調査の途中経過について報告がされた。なお、初年度の研修施設の認定にあたっては施設長 1 名が専門医に移行することとし、同一の施設において両学会で重複している場合には、両学会で相談のうえ 1 名を決定することが共有された。

(2) 総合歯科専門医（仮称）について

厚生労働省のワーキンググループの提言に基づき、ハイリスク患者や多職種連携へ対応可能な専門性を有する歯科医師の養成として、3 学会（日本老年歯科医学会、日本障害者歯科学会、日本有病者歯科医療学会）が連携することで合意された。

①連携希望学会

日本歯科医学会連合、日本顎関節学会、日本レーザー歯学会、日本障害者歯科学会、日本口腔インプラント学会、日本有病者歯科医療学会、日本歯科医療管理学会、日本歯科保存学会、日本口腔診断学会、日本歯科審美学会、日本老年歯科医学会、日本歯科薬物療法学会

② 打合せ会（開催日、内容）

第 22 回 令和 6 年 5 月 30 日

開催場所 日本歯科専門医機構（ハイブリッド形式）

参加団体 日本老年歯科医学会、日本障害者歯科学会、日本有病者歯科医療学会

協議内容

1) 研修について

資料に基づき専門医認定および更新時の必要単位について説明があった。この資料をたたき台として、更にブラッシュアップするよう引き続き3学会で協議することとした。機構から、3学会それぞれの独立性は保ちながら、専門医を目指す先生については所属学会以外の学術大会などに参加しやすくするなどの方策も考えてみてはどうかと意見があった。また、更新時の経験症例については提案された5年100症例（年間20症例）は少ないのではないかと指摘があった。

2) 研修施設について

研修施設の指導医は常勤で機構認定専門医であること、研修は週3日以上行うことが要件となることが確認された。研修施設要件について更に3学会で協議していくとした。

3) 移行期について

移行期の一年目は各認定研修施設の長を専門医として申請すること、2年目から、学会認定専門医のうち、専門医の認定要件を満たしたうえで、更新を迎える先生を機構認定専門医として申請していくことが確認された。その他の先生についても移行に際しては、新制度と旧制度の乖離を確認し、不足している研修単位を取得、筆記試験を受けるなどして新制度における申請要件を満たすことが必要であることが確認された。共通研修単位の取得開始時期については、機構にて検討するとした。

4) その他

経験症例の重みづけについて、難症例と頻度を組み合わせたレベル別に分類し、それぞれの具体的分類が説明された。機構からなるべく多くの症例名を記載することで申請者が分かりやすくなるのではないかと意見が述べられた。専門医の名称については、引き続き検討していくとした。

第23回 令和6年9月13日

開催場所 日本歯科専門医機構（ハイブリッド形式）

参加団体 日本老年歯科医学会、日本障害者歯科学会、日本有病者歯科医療学会

協議内容

1) 研修について

研修会は5年間で毎年1回以上の参加を必須とし、3学会主催の研修会から選択可能とする。症例は、新規・更新共に5年間で合計100例以上、年間で概ね20例以上とし研修手帳を提出するが、それで症例数が十分か検討を要する。専門医に相応しい症例経験を持つことが説明できる基準が必要である。詳細な記載方法についても検討する。

新制度への移行にあたっては、そのままスライドするのではなく不足分を3学会共通の追加研修の履修により担保し、試験に合格した上で移行できることとする。ただし、研修施設の指導医代表については、指導症例もカウントの対象とすることを検討する。

論文発表は新規の場合は筆頭論文を必須とするが、更新の際はこの限りではない。単位は研修で補うことも可能とする。商業誌へ投稿した論文、商業セミナーは単位の取得対象とならない。

2) 研修施設について

研修施設の指導医は常勤で機構認定専門医であること、研修は週3日以上行うことが要件

となることがあらためて確認された。連携研修施設は基幹研修施設と密接に連携して専門的な研修を受けるための環境を提供できることが重要である。地方での専門医研修の場を増やすため、開業医でも指導医が存在し、研修に適切な施設であれば研修施設となり得るシステムを構築する必要がある。研修施設数や受け入れ可能な症例について整理し、新規申請や更新に向けた準備を進めることとした。

3) その他

機構の基準に従った説明と理解を得ることが重要であり、他の学会との連携も考慮する。移行期間中に必要な研修内容や不足分を洗い出し、それに基づいて試験を実施する。

各学会で役員交代があったことより、現執行部等からの参加者も検討戴きたいと機構から要望が出された。

第 24 回 令和 6 年 10 月 10 日

開催場所 日本歯科専門医機構（ハイブリッド形式）

参加団体 日本老年歯科医学会、日本障害者歯科学会、日本有病者歯科医療学会

協議内容

1) 認定要件について

研修施設の一般の指導医の専門医申請は更新時期で良いが、新制度を運用する上で、初年度は研修施設の代表者 1 名を指導医にする必要があることにより、同人をまず機構認定の専門医に認定することから始めたい。

申請に必要な症例の提出数は 100 例以上とされているが、それで十分か疑義が出され、今後検討することとした。全ての経験症例を記載することも検討する。

3 学会の合同委員会により研修内容、試験等について擦り合わせ・チェックを行う。

2) 移行期について

移行期における指導医資格申請については、専門医更新時期に合わせて行う方針とするが、移行期には 3 学会それぞれの状況により不足分に応じた研修内容が異なる可能性があるもので、具体的な検討を行うこととした。

3) 研修施設について

研修施設については基幹研修施設と連携研修施設の関係を明確化し、それぞれの条件を整備していくことで合意した。連携研修施設は常勤専門医による指導が求められることがあらためて確認された。

第 25 回 令和 6 年 11 月 28 日

開催場所 日本歯科専門医機構（ハイブリッド形式）

参加団体 日本老年歯科医学会、日本障害者歯科学会、日本有病者歯科医療学会

協議内容

専門医の認定要件として、認定医から専門医への移行期間について、認定取得から 5 年間で 2 年以上に短縮することが提案され協議を実施した。また、症例数においては 5 年間で 100 症例以上とする案が提案されたが、専門医の取得といった観点から症例数が少ないのではないかと意見が出され、引き続き、検討を行うこととした。

総合歯科専門医（仮称）の申請資格は会員の質の担保ならびに運営管理を行ううえで老年歯科医学会、有病者歯科医療学会ならびに障害者歯科学会の会員とすることが提案され、日本歯科医師会への入会も条件とする意見が出された。

研修施設については、制度運用初年度は、各研修施設から代表者 1 名が機構認定専門医として認定し、指導医として運営していくことが共有された。また、研修施設の認定にあたっては指導医

の存在に加えて一定の症例数等の要件を満たす必要があることが協議された。これらを踏まえ、3 学会における研修施設の具体的な症例数等を確認のうえ、機構が認定できる研修施設の候補を選定し、引き続き、協議を実施することとなった。

第 26 回 令和 7 年 1 月 31 日

開催場所 日本歯科専門医機構（ハイブリッド形式）

参加団体 日本老年歯科医学会、日本障害者歯科学会、日本有病者歯科医療学会

協議内容

症例数は 5 年間で 100 症例（年間 20 症例）を要件とする案については、高齢者や障害者の複雑なケースを扱うため、この症例数が適切であることが確認された。研修施設は、各学会が基準に適合した候補施設のリストを作成することとした。なお、症例数だけでなく実際に受け入れる診療科や講座の問題など、具体的な運用面での課題が指摘され、3 学会は研修施設に関する提案内容を共有・検討し、必要に応じて修正した上で進めることが合意された。

3 学会間での情報共有が不十分であることが指摘され、早急に合同委員会を設置して協議を進めることが決定され、3 学会間で議論の進捗状況や決定事項を明確にした一覧表を作成することとなった。また、各学会において、これまでの協議内容等についての情報共有が十分でないことが判明したため、学会内で周知を図り合意を得る必要があることが確認された。

11. 記者会見の開催

日本歯科専門医機構の活動とし、令和 5 年度の事業報告ならびに多くの国民の方に歯科の専門医制度について周知を図ることを目的に記者会見を開催し、会場参加 4 社、WEB 参加 2 社の計 6 社が参加した。

開催日：令和 6 年 8 月 8 日（金） 16 時 30 分～17 時 30 分

場 所：日本歯科専門医機構 事務所

開催方式：ハイブリッド形式

12. 歯科専門医制度更新に係る打合せ会の開催

制度更新の審査にあたり各専門領域より提出資料等に関する質疑応答を実施した。

開催日：令和 6 年 7 月 26 日 歯科麻酔専門医

開催日：令和 6 年 8 月 1 日 口腔外科専門医、小児歯科専門医、歯周病専門医

場 所：日本歯科専門医機構 事務所

13. 広報活動

日本歯科専門医機構の啓蒙・広報活動の一環として、一般の方々に歯科についての理解を深め、専門性の周知を図るため、分かり易く親しみやすい冊子（漫画）を作成することとなった。

漫画作成にあたり、漫画家山田圭子先生による各専門領域の先生方へのヒアリングや歯科大学病院の見学を踏まえ、ネーム（漫画の設計図）が提出され、理事ならびに各専門領域の先生方に確認を依頼し、修正案を漫画家に回答した。

また、専門医と開業医についての補足ページとして「コラム」を提案いただいた。引き続き、「総合歯科」に関する補足ページを依頼中であること。

14. 医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会

令和6年8月22日に厚生労働省主催「第4回医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」に砂田専務理事が陪席した。

当該分科会において「矯正歯科専門医」および「歯科保存専門医」が認定されたことに伴い、医療広告ガイドラインの改正が承認された。

15. 関連学術団体との連携、意見交換等

(1) 厚生労働省

- ・令和6年5月31日 医政局歯科保健課との協議（機構事務所に来所）
- ・令和6年7月4日 医薬局総務課との協議（機構事務所に来所）
- ・令和6年7月16日 医政局歯科保健課との協議（機構事務所に来所）
- ・令和6年8月1日 医政局総務課・歯科保健課との協議
- ・令和6年10月17日 医政局歯科保健課との協議（機構事務所に来所）
- ・令和7年2月14日 医政局歯科保健課との協議（機構事務所に来所）

(2) 日本歯科医師会

- ・令和6年11月21日

(3) 日本歯科医学会連合

- ・令和6年12月25日

(4) 日本歯科衛生士会

- ・令和7年1月10日

16. 事務所移転

令和6年4月19日に現在の新事務所に移転し業務を開始した。

（新事務所）東京都千代田区九段北 4-3-14 市ヶ谷ガラスゲート 2 階